

事 務 連 絡
令和 8 年 4 月 17 日

一般社団法人 全国植物検疫協会
専務理事 君島 悦夫 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課
課長補佐（輸入検疫担当）

ハンガリーから日本向けに輸出される穀物のわら及び飼料用の乾草
の一時輸入停止措置の解除等について

平素より植物検疫への御理解と御協力をいただきありがとうございます。

ハンガリーから日本向けに輸出される穀物のわら及び飼料用の乾草の輸入一時停止措置については、令和 7 年 3 月 12 日付け農林水産省消費・安全局植物防疫課課長補佐（輸入検疫担当）事務連絡によりお知らせしていたところです。

今般、当局動物衛生課から、同国における口蹄疫の清浄性を確認したことから、下記に示す物品等について、家畜伝染病予防法に基づく輸入検査が不要になった旨の連絡がありました。

このため、植物防疫所で実施していた下記の対象品目に対する輸入検査の保留等の対応を、通常に対応に戻すこととしましたので、お知らせいたします。

なお、本年 4 月 16 日までに同国が発給した検査証明書が添付された植物及び別添参考資料に示すスロバキアを含む悪性伝染病発生地域からの穀物のわら及び飼料用の乾草の輸入については、当該対応を継続し、植物防疫所における輸入検査を保留し、輸入される空海港を管轄する動物検疫所に輸入停止措置の対象品目となるか確認を行います。

記

1 対象地域

ハンガリー全域

2 対象品目

- ① 原産国がハンガリーであって、別添参考資料に示す清浄地域から日本向けに輸出される穀物のわら、飼料用の乾草及びそれらが使用された飼料（乾草を使用したペレット、キューブ、配合飼料等）であり、検査証明書の発行日が令和 8 年 4 月 17 日以降のもの。

- ② 原産国が、別添参考資料に示す清浄地域であって、ハンガリーから日本向けに輸出される穀物のわら、飼料用の乾草及び、それらが使用された飼料（乾草を使用したペレット、キューブ、配合飼料等）であり、再輸出検査証明書の発行日が令和8年4月17日以降のもの。

家畜伝染病予防法施行規則第43条の表
(穀物のわら及び飼料用の乾燥の動物検疫対応について)

令和8年4月17日現在

	地域	対応
清浄地域	<p>【ヨーロッパ地域】 アイスランド、アイルランド、イタリア、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る）、オーストリア、オランダ、クロアチア、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、リトアニア、リヒテンシュタイン</p> <p>【南北アメリカ地域】 アメリカ合衆国（アメリカ大陸部分、ハワイ諸島、グアム島に限る）、カナダ、アルゼンチン（サンタクルス州、チュブート州、ティエラデルフエゴ州、ネウケン州、ブエノスアイレス州（パタゴネス市に限る）、リオネグロ州に限る）、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、ブラジル（サンタ・カタリーナ州に限る）、ペリーズ、ホンジュラス、メキシコ</p> <p>【オセアニア地域】 オーストラリア、北マリアナ諸島、ニュー・カレドニア、ニュージーランド、バヌアツ</p>	検疫不要
悪性伝染病発生地域	上記以外の地域	輸入禁止※

※ 農林水産大臣の指定した施設で農林水産大臣の定める基準に従い加熱処理がなされたもので、輸出国政府機関発行の検査証明書のあるものに限り、輸入できます。